

かくじちたい しえんひしきゆうけつてい きじゆん  
各自治体における支援費支給決定の基準

ぜんこく なか ひかくてきぜんしんせいしょうがいしゃ たい しえんひしきゆう じっせき おお じちたい  
全国の中から比較的全身性障害者に対する支援費支給の実績が大きい自治体  
ちゆうしゆつ しえんひしきゆうけつていきじゆん じっし  
を抽出し、支援費支給決定基準についてヒアリングを実施したところ、

- ① ねんど サービス りょう をそのまま決定する方式  
② いちりつ じかんすう を設定し決定する方式  
③ ニーズを積み上げて決定する方式

きじゆん もう  
などにより基準が設けられている。

(時間：1月当たり)

自治体名	14年度		15年度	
	時間		時間	適用サービス
足立区	356.5	{ 108.5 248 (8×31日) (全身性障害者介護人派遣事業)	360	日常生活支援
世田谷区	476	{ 228 (57×4週) 248 (8×31日) (全身性障害者介護人派遣事業)	496	移動介護＋日常生活支援
			158	移動介護＋日常生活支援 又は、 身体介護＋家事援助＋移動介護
立川市	基準なし		基準なし	—
八王子市	基準なし		基準なし	—
名古屋市	210 (7×30日)		基準なし	—
京都市	基準なし		170.5	身体介護＋家事援助＋移動介護 ＋日常生活支援
大阪市	153 (入浴・外出・着脱すべてが必要)		180 (介護力なし)	日常生活支援
	102 (入浴・外出・着脱のうち2つ必要)		102 (介護力あり)	日常生活支援
	51 (入浴・外出・着脱のうち1つ必要)			
堺市	基準なし		171	身体介護＋家事援助＋移動介護
西宮市	240		460 (最重度)	日常生活支援
			320 (重度)	日常生活支援
			290 (中度)	日常生活支援
神戸市	120 (重度) 64 (中度) 32 (軽度)		279 (重度)	日常生活支援
			158 (中軽度)	日常生活支援
A市 (愛知県内)	基準なし		177 (介護力小 (特別))	日常生活支援
			160 (介護力小)	日常生活支援
			106 (介護力中)	日常生活支援
			65 (介護力大)	日常生活支援
B市 (大阪府内)	194		194 (重度・独居・介護力なし) ※障害程度、介護力、活動類型で27分間は、124時間)	日常生活支援 (身体介護・家事援助の組合せの場合は、124時間)

※ 当該基準は、個々人のサービス量の基準であるが、これに加え、個々のニーズに応じて支給決定している自治体もある。

# 身体障害者ホームヘルプサービス平均利用時間の内訳 (平成15年4月)

資料4

